6. 特別会員の入会に関する規程

- 第1条 一般社団法人日本環境衛生施設工業会(以下「本会」という。) 定款第6条 の規定に基づき、本会へ特別会員として入会を希望する者は、この規程の定めると ころにより、別表第1に定める書類を添えて入会申込書を提出するものとする。
- 2 本会は、必要と認めるときは、入会希望者に前項に定める書類のほか必要な資料 を求めることができる。
- 第2条 定款第6条に既定する「会長が別に定める入会申込書」は、様式第1号のと おりとする。

附 則

この規程は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、定款第6条に規定する手続きを経たものとみなし、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

別表第1

1. 入会申込書(様式第1号)

1通

2. 経歴書又は履歴書

1 部

入会申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本環境衛生施設工業会

会長 殿

貴会の主旨に賛同し環境衛生施設の健全な発展に寄与いたしたく、特別会員として 入会の申込をいたします。

所 属

役 職

氏 名